

I 職業紹介事業

平成26年度の建設投資は、48兆4,700億円(国土交通省)で前年度比0.5%減となる見通しである。大阪においても、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動がみられ、住宅投資、非居住用建設投資も低調に推移した。今後は、設備投資や公共投資が増加傾向にあり、緩やかに回復していくと見込まれている。

また、東日本の復興工事、東京オリンピック招致に伴う工事が関東圏を中心に増加すると見込まれ、その影響も含め人材確保に向けての動きが強まると思われる。

あいりん地域においては、人手不足感が次第に高まっており、労働条件の改善や社会保険加入の促進による人材不足の対策、技術伝承に向けて職人層を中心に人材の育成が急務の課題となっている。

センターでは、労働条件を明示したセンター発行の「プラカード」を介しておこなう相対紹介と、求人票の公開掲示による窓口紹介をおこなっている。

平成26年度は、若年者や社会的困窮者の安定的就労のため、地域の教育関係・若年者支援団体等と連携し求人情報等の提供をおこなった。また、高齢者のための短時間就労の求人開拓をすすめ、安定的就労に向けて技能講習・総合支援と連携した求人開拓をおこなった。

1 職業紹介

(1) 相対紹介による現金求人(現金払いの日々雇用)

早朝時の就労あっせんは、求人者と求職者が労働条件を明示している「求人プラカード」に基づき、直接、雇用関係を成立させる「相対紹介」方式を採っている。

当財団では、毎日早朝に、職員が事業所より求人数の聞き取り、確認をおこなっている。平成26年度の日雇紹介は41,197件、284,357人で、平成25年度比10.3%の減少となった。

平成26年度は、建設投資が低調であったが、建設労働者の不足感もあり、経験豊富な地域労働者が多く求められたこともあり、平成25年度と比べ若干の減少となった。

なお、明示された労働条件と異なる条件での就労を求められたとき等の苦情については、相談窓口で対応している。(10ページ参照) [第1表-1~7、図表①~⑤]

(2) 相対紹介による契約求人(30日以内の雇用)

30日以内の期間を定めて「求人プラカード」に基づき雇用関係を成立させる契約求人の紹介をおこなっている。

平成26年度においては、相対紹介による契約求人の紹介は1,551件、11,553人、延べ162,188人で、延人数では、平成25年度比16.0%の減少となった。

事業所からは、ハローワークや求人誌などを併用しながらも、地域労働者の労働力に頼らざるを得ないとの声が多く寄せられている。今後、点在している求人情報の集約をおこない、求職者に広く求人情報を周知できるような取組みを求められている。

契約求人についても、労働条件等の苦情について、相談窓口で対応した。

[第2表-1、第2表-1-①、図表⑤・⑥]

(3) 窓口紹介による契約求人(30日以内の雇用)

事務所窓口で求人票を掲示する「窓口紹介」では、30日以内の期間を定めて雇用する契約求人の紹介をおこなっている。

紹介者の就労状況等の追跡調査等を通じて、事業主から紹介者の就労状況や窓口紹介の要

望を丁寧に聞き取った結果、求人数は昨年度より増加した。

しかし、窓口での契約求人は未充足状況が続いているため、地域の支援団体等に技能講習事業等の情報を含めた提供をおこない、求職者に広く周知し就労機会の拡大に努めた。

また、事業所には、求人の受理・紹介、労働条件の明示などについて、法令の順守や的確な運用をおこなうため、事業主へ仔細に確認をし、改善を徹底した。

平成26年度の窓口紹介による契約求人は965件、3,067人、延べ59,428人で、延人数では、平成25年度比12.4%の増加となった。

紹介は、488人、延べ10,606人で、平成25年度比3.3%の微減となった。

[第2表-1、第2表-1-②、図表⑤・⑥]

(4) 窓口紹介による現金求人（現金払いの日々雇用）

現金求人を希望するが、寄場に出向くことのできない中小の事業所などは、「相対方式」だけでは労働者を雇用する機会が狭まる結果となっていた。

そのため、平成26年度も事業所への周知を継続し、窓口利用を勧奨しながら信頼を獲得していく努力をおこない、賃金等の労働条件の改善についても働きかけを強めた。

また、事業所訪問・求人開拓を通じて、現金求人を新たに出す事業所が広がった。

現金求人の場合、就労日に労働者が現場に行かないと、当日の作業の段取りが狂い、多大な迷惑を事業所にかける。このため、この点について絶えず労働者へ啓発をおこないつつ、労働者の就労実績を把握し、事業者のニーズに応じた紹介をおこなった。こうした取組みを反映し、求人・紹介人数で前年度比を上回る結果となった。

平成26年度の窓口紹介による現金求人は、676人で、平成25年度比87.8%の増加、紹介は、557人で、平成25年度比155.5%の増加となった。

今後も窓口での現金求人を促進するには、事業所に窓口利用勧奨をおこない、求職者に丁寧な説明をおこなう必要がある。

[第2表-2]

(5) 一般求人・紹介（30日を超える長期の雇用）

「窓口紹介」では、雇用の定着・安定を図るため、平成22年度から一般雇用保険に加入している事業所からの一般求人を掲示し、常用を含め安定的雇用の紹介に努めている。

あいらん地域の若年者や社会的困窮者に広く周知するため、地域の教育機関や若年者支援組織へ安定就労に向けた情報の提供をおこなった。

平成26年度は建設業投資の低調を反映し、一般求人は1,246人とどまった。

平成26年度より一般求人の掲示方法を、ファイル形式に変更し、求職者に適した就労先を見つけるため、綿密な相談・支援を実施し、14人の紹介をおこなった。

安定した就労先へのマッチングが求められていることから、求職者のニーズを的確に把握をおこなえるよう、求職相談を重視し、適格な紹介に努めている。

[第3表]

(6) 高年齢者職業紹介

55歳以上の高年齢者に対しては、窓口紹介と、登録制による輪番での紹介をおこなう高齢者特別清掃事業（以下「特掃（とくそう）」という。）の二つの方法により紹介業務をおこなっている。

窓口紹介においては、求人内容に応じて、事前に求職相談をおこなっていた高年齢労働者の中から適格者を紹介した。

① 高年齢者窓口紹介

地域を基点として就労していた高年齢労働者にとって、就労機会の確保が重要となってい

る。

平成26年度の55歳以上を対象とした高齢者の紹介状況は、高齢者限定求人が、紹介数444人、延べ5,709人（労働者が再度、窓口紹介を介さず、引き続き継続雇用される直行労働者数を含む。）であった。

高齢者も可能とするよう誘導した求人の紹介数が231人、延べ5,117人となり、合計で紹介数675人、延べ10,826人の状況となった。

事業主に対しては高齢者の受入を促進した。また、窓口において求人情報の提供をより広くおこない、求職者の要望、能力、経験が生かせる職業相談に努めた。

高齢者の一般求人の紹介に関しては、求職者の要望等をより綿密に聞き取り、マッチングを図って3人の紹介をおこなった。より一層、労働者の生活形態、体力等にあったニーズの把握をおこない、幅広い業態の求人開拓が求められている。

〔第5表、図表⑦〕

②「高齢者特別清掃事業（特掃）」等の輪番紹介

就労困難な高齢日雇労働者を対象とした特掃の登録者は、高齢のため現金就労等ができなくなると特掃の収入だけでは生活維持が難しくなる。そのため登録者は、生活保護へ移行することで減少してきている。

一方で現役で就労していた労働者が、年齢による就労機会の減少から特掃登録をおこない、就労自立を図る有効な手段の一つとなっている。

登録者に対する輪番紹介は、毎日、就労場所（センター内清掃、地域外清掃、道路清掃、市有地）別におこなっている。なお、登録者のうち生活保護受給中や、結核など健康上の理由で就労が困難な労働者に対しては、輪番紹介を停止している。

※高齢者特別清掃事業（特掃）

平成26年度は、延べ59,856人の求人があり、昨年とほぼ同数の紹介をおこなった。輪番の回数は、73回を数えて一カ月に一人6回以上の就労となった。

〔第6表-1、第7表、図表⑦・⑧〕

※あいりん労働福祉センター就労斡旋機能向上事業（センターガードマン）等

特掃登録者を対象に「あいりん労働福祉センター就労斡旋機能向上事業（センターガードマン）」の輪番紹介を毎水曜日におこなっている。また、同時に平成26年5月から「萩之茶屋地域周辺まちづくり合同会社」からの求人による早朝での地域周辺の清掃「あいりん地域環境整備事業」では、一人当たり年4回程度（1回3日間の連続就労）の紹介をおこなった。

〔第6表-2、図表⑦・⑧〕

（7）「求人情報」等の提供

労働者等への求人情報の提供については、ホームページやモニターを活用し、現金・契約の雇用条件等の一覧の作成をし提供をおこなった。

さらに、毎年3回（7月・10月・2月）、職種ごとに賃金の調査をまとめ、必要な情報提供をおこない、事業所が求人する際の参考として活用された。

今後、求職者不足の対応のひとつとして、一般求人事業所の労働条件等の一覧を作成し、地域支援団体等に広報・啓発活動の強化が求められている。

2 求職相談

(1) 一般求職相談

新しく地域にきた人や、より安定した雇用を求める人に対して、労働福祉課と連携し、求職相談・総合支援をおこなった。

就労希望者には、綿密な面談をおこない、内容を相談記録(177件)としてデータ化を図り、得意な仕事、希望職種等を聞き取ることで求職者の適性把握に努めた。また、当面の生活を維持・立て直すことを求めている人には「つなぎ就労」を紹介し、建設業の経験がない人には、一般求人の中から適格者紹介をおこなった。

現金求人、契約求人、他産業への紹介など労働者のニーズにあわせて、技能労働者の養成・人材育成をめざしながら、総合的な支援に努めた。求職票に基づく求職受付が

7,517人、紹介票の交付は1,059人であった。

また、労働者への就労支援として、電話番号調べや電話の取次ぎを671件おこなった。

今後は、窓口紹介の求職者を主な対象として、的確なマッチングをおこなえるよう求職相談を強化し、利用者カードの作成交付をおこなっていく。

[第4表]

(2) 高年齢者求職相談

高年齢労働者は、就労機会が減少していくため、警備、清掃、ビルメンテナンスなど、高年齢者にも就労が可能と見込まれる分野への紹介をおこなえるように、きめ細かい職業相談や就労支援をおこなった。

特掃登録者についても、短時間就労への個別的な支援をおこなった。また、結核要治療者への対応や、体力・健康面で就労が困難と認められる者に対しては、生活保護などの支援に関係機関との協力が必要なため、連携体制の強化を図った。

[第7表]

3 施設1階寄場を中心に求人事業所の指導及び就労経路の正常化促進

(1) 事業所指導

① 事業所登録指導

「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」の施行後、センターは、地域で求人募集をおこなう事業所へセンターへの登録と労働条件等の明確化を求めてきた。

地域で日雇労働者を求める事業所に対して、日雇雇用保険の加入等を要件とするセンターの事業所登録をおこなうよう依頼している。寄場内で求人申込がないことが判明した事業所に対しては、すみやかに登録を指導して、3社が登録をおこなった。

また、雇用期間の定めのない一般求人を希望する事業所には、労働保険料納付書兼領収書又はハローワークでの求人票等を確認した上で、事業所登録の要請をおこなった。

平成26年度は、27件の新規登録がなされた。 [第8表-1~6]

② 事業所指導

登録事業所に対し、地域労働者を雇用するにあたって、現行法令に則した求人申込や相對紹介での求人受理の変更等について周知をおこなった。また、法令の遵守、雇用条件の改善などを働きかけた。

日雇雇用保険印紙購入通帳の更新や健康保険日雇特例、建設業退職金共済(建退共)への加入の促進を図った。

特に労働条件違反などが判明した事業所には、問題解決にむけた対応を図り、適切な労働

契約を取り結ぶよう促した。また、訪問・電話・文書を通じて事業実態を把握し、労働者に確かな事業所情報が提供できるよう、登録内容の確認をおこなった。

〔第8表-1、第8表-2〕

③ 事業所懇談会

今年度の懇談会は、平成26年6月24日に「建設労働者不足の深層」と題して近畿建設専門工事業教育センターの川口氏を講師に迎え、34社が参加予定であった。しかし、講師の急病のため急遽中止した。

その後、平成27年3月6日に「寄場の円滑な求人活動」と「健康保険日雇特例」（講師は日本年金機構近畿ブロック）をテーマについて、事業所懇談会を開催し、11事業所11名の出席があった。今回は、寄場内において円滑に求人活動をおこなうための要望や意見の交換をおこなった。また健康保険制度について理解と加入の促進を呼びかけた。

④ 登録事業所への調査

< 宿舎調査 >

求人動向と宿舎の現状を把握するため、平成26年10月27日から11月7日までに、地域労働者を雇用している事業所242社を対象に電話・FAXなどで「宿舎調査」を実施した。

そのうち210社から「宿舎数等の下げ止まり感があり、横ばいで推移している」という状況が聞き取れた。現状において、事業所は人手不足に対応するため、安定した労働力を確保する一手段として宿舎を必要としていることが読み取れた。

調査を実施する中で、事業所からの求人や賃金動向、社会保障制度に関する問い合わせが多くあり、丁寧に説明をおこなった。〔第8表-7〕

< 雇用保険、建退共調査 >

毎年、3月末から4月の求人減少期において、求人開拓の一環として、平成26年3末に過去約2年間に求人実績のある事業所315社に日雇雇用保険等に関しての調査を実施した。

その結果、78社から返信があり、「更新済み」36社、「更新予定」37社、「すでに返納している」2社、「未回答」が3社であった。

雇用保険印紙購入通帳の更新している事業所には、印紙購入通帳の写しの提出を求めることで確認をおこなっている。

「すでに返納している」事業所に対しては、事業廃止の確認をし、登録の抹消をおこなった。また「更新予定」の事業所については、調査後、すべて更新の確認をおこなった。

また、建退共への加入促進や、労働者への証紙貼付状況を把握し、制度が定着するよう努めた。

(2) 就労正常化の促進

① 就労正常化促進特別指導

毎日の早朝時に「労働条件の明示」や「適正な労働契約の締結」などを図るため、あいりん労働福祉センター寄場付近において、就労あっせんの正常化を促進する取り組みをおこなっている。これに加え、月に1回ないし2回、早朝5時からの「就労正常化促進特別指導日」を設け、通常の業務でおこなえていない就労経路および労働条件の明確化を図った。

あわせて寄場内で求人募集をおこなう際は、円滑に求人募集ができるように文書掲示や直接事業所と対面をおこなうことにより配慮を求めた。今後も登録事業所が円滑に求人をおこなうことができるような環境を整えていく必要がある。〔第8表-1〕

② 無届求人指導

毎週火曜日に寄場周辺、毎週水曜日には寄場において「無届求人指導日」を設定し、指導をおこなった。適正な求人申込及びプラカードの掲示や期限切れプラカードの回収などの指導を強化した。また、未登録で求人している事業所が判明した場合、直ちに登録指導をおこなった。これに加えて、関係課と連携し、寄場周辺での求人募集をおこなう事業所へ労働上条件等の把握をおこない、明確化を図った。〔第8表-1〕

4 求人開拓事業

「日雇労働者の安定就労の促進」を図るため、日々地域労働者を雇用することができる事業所の確保に努めた。

また、特に技能資格取得者、建設業以外の産業への職種転換希望者、建設業未経験者の受け入れ先の求人開拓にも力を注いだ。その結果、一般求人では、清掃業や警備業での求人開拓をおこない、建設業では就労経験の未熟な求職者を受け入れができる事業所や新たに現金窓口求人の開拓が進んだ。

平成26年度は、安定就労のための生活費確保をおこなえるよう、「日雇」から「常用（期間の定めのない雇用）就職」への準備就労として「アプローチ就労」の協力事業所の開拓をおこなった。警備業及び建設業において人材不足や技能労働者の確保の要望が強く、12社の協力事業所の確保を得ることができた。〔第8表-1～2〕

(1) 新規開拓

従来からの就労先の確保に加え、新たに地域で求職をする者や総合支援を必要とする労働者の就労機会を確保するため、様々な職種や雇用形態の求人が求められている。

平成26年度は、ハローワーク及び求人情報誌から選定した清掃業294事業所、林業・造園業288事業所に求人勧奨パンフレットを送付した。その内、清掃業9事業所、林業・造園業5事業所から返送があり、2社から求人を確保した。

また、鳶工等の建設技能労働者の人材育成に協力する事業所の確保にあたった。

〔第8表-2〕

(2) 雇用勧奨

① 一般雇用勧奨

事業所登録をしているが近年求人実績の無い事業所や、登録がないまま地域から日雇労働者を雇用している事業所に対し、訪問や文書などにより地域労働者の雇用勧奨をおこなった。

また、常用求人を受理した事業所や、新規求人開拓で登録をおこなった事業所に対して、就労状況を文書や電話等により継続して雇用勧奨をおこなった。

雇用勧奨をおこなう中で事業所側からは、「真面目に休まず勤務できる人」や「できるだけ熟練している人がほしい」という要望が高いことが判明した。今後は事業所ニーズをふまえた求職者開拓をすすめるためのデータとして活用を図っていく。〔第8表-2〕

② 高齢者雇用勧奨

高齢労働者向けの雇用を確保するため、登録事業所に加え、清掃業・警備業等の高齢者向きの求人広告を出している事業所に雇用勧奨をおこなった。〔第7表〕

5 就労機会の乏しい高年齢労働者に対する施設清掃等の仕事の提供

あいりん労働福祉センターの環境美化と、就労機会の減少している地域高年齢日雇労働者の就労機会の確保を図るため、特別清掃事業を実施した。 [第6表-1]

Ⅱ 労働福祉事業

平成20年のリーマンショック以降、厳しい雇用情勢が続く中、労働者のホームレス化など生活基盤の全般的脆弱化を招き、これまでの「縦割りの・画一的支援」では対応できなくなり、「個別的・継続的・包括的支援」への転換を図っている。

就労自立した生活を継続または回復できるよう、緊急支援・就労支援・技能講習等の複合的な支援を連携しておこなった。

1 賃金等労働条件に関する相談

労働者から、契約日数・作業内容・賃金額や宿舍費等が「当初の約束と違った」「労働条件が明確でなかった」といった労働条件の不明確さや労働契約の不履行に起因する相談や、「体力がもたなかった」「仕事が少なく休みが多かった」「寄宿舍内の人間関係が悪い」など、いろいろな相談が寄せられた。

これらの問題や相談の解決のために、労働者自身が自分の問題として自覚を持って、交渉することを前提として、事業所に連絡を取り、解決に向けた援助をおこなった。

また、必要に応じて事業所を訪問し問題の解決を図ったり、悪質な労働条件違反や解決が困難なケースは、労働基準監督署への申告を援助した。

さらに、問題の発生を未然に防ぐため、事業所に対して指導をおこない、労働者に適切な啓発をおこなった。 [第9表-1]

2 労災相談及び労災休業補償立替貸付事業

労働者が労働災害を受けた場合、その相談に応じるとともに、労働災害に関する手続きの援助をおこなった。

労災認定がおこなわれても、休業補償費が支払われるまでには1ヵ月以上を要するので、休業期間中の生活の安定を図るため、休業期間中の休業補償費の立替貸付をおこなった。

(1) 労災相談

地域状況の変化の中で、日雇建設仕事に不慣れな者からの相談や就労中の負傷について必要な基本的知識に乏しい者が相談に来るようになっており、労災手続きに継続的な支援が必要な案件も増えている。

平成26年度の相談の中には、腰部挫傷で労災申請をおこなったが事業所が労災と認めず、労働基準監督署が調査に入り6ヵ月後に労災と認定されたケースがあった。 [第10表]

(2) 事業主証明の請求並びに代理請求に係る連絡調整事務

「事業所が労災と認めない」など、休業補償請求が受理されるまでに要する調整事務が多く、対応が困難なケースの占める割合が高まっている。 [第10表]

(3) 労災休業補償給付の立替貸付

新規立替貸付者に対し、労災休業期間中の生活の安定を図り、治療に専念してもらうため、日々貸付で10,852,000円(貸付延日数2,427日分)と一括貸付で290,000円の合計11,142,000円の立替貸付をおこなった。

立替金の差額精算6,666,056円と合わせ、取扱い合計は420件、17,808,056円であった。

平成25年度と比べ、貸付実人数は4名増の17名で、取扱い金額は2,509,876円、

16.4%の増であった。

[第10表、第11表]

(4) 労災立替貸付債権の保全（貸付金の管理、回収）

傷病・通院確認、労働基準監督署との連携をおこない、10,964,200円の立替債権の回収をおこなった。 [第11表]

(5) 労災休業者の就労自立への支援

労災治癒後、スムーズに安定した就労生活に復帰できるよう、労災休業補償費の立替貸付期間を活用して、生活上の問題点を聴き取って整理を図った。

住民票の回復、銀行口座の開設、債務問題の解決、年金受給資格の確認、健康保険加入、建退共加入、居住の安定化など、多面的支援をおこなった。

3 医療相談、生活身上相談、労働者援護

健康上の支障で就労の機会を逸した者や、一時的に生活に困窮している者、安定的な就労を求める者に、ワンストップで対応するため、課・係を超えた総合支援に力を注いだ。

(1) 医療相談

① 医療相談

治療が必要な者には、無料低額診療事業を実施している、(社福)大阪社会医療センターへ診療依頼をおこなった。依頼書の有効期限が6ヶ月の関係機関もあり、統一的な対応のへ見直しがおこなわれた影響もあり、件数が増えた。 [第12表]

② 健康管理の推進

血圧の高い労働者が多いため、健康管理の啓発をおこない、特に就労開始前には、自主的な血圧測定をすすめた。 [第12表]

居所が定まらず、連絡先が無い就労困難者及び若年者については、単なる職業紹介にとどまらない就労支援が一層必要とされるため、あいりん地域周辺等の社会資源を活用・連携し、支援をおこなった。

(2) 生活身上相談（総合受付による支援）

① 総合受付と支援

平成24年度からは「総合受付」を開設し、相談をワンストップで対応することとし、課係を超えた総合支援に力を注いだ。

平成26年度は、生活困窮者自立相談支援事業が始まった影響もあり、新規支援・継続支援は減少した。 [第9表-1、第9表-2]

② 戸籍・住民登録等事務手続きの相談

日雇労働被保険者手帳（雇用保険）の取得や求職のために、住民登録等が必要な者への事務手続き援助をおこなった。 [第13表]

③ 日雇労働被保険者手帳（雇用保険）の取得援助を含めた就労相談

日雇労働被保険者手帳（雇用保険）の取得援助を含め、求職相談・高齢者特別清掃事業の登録相談・就労先に関する事など、個々のニーズに添った就労に関する相談をおこなった。

[第13表]

④ 健康保険の資格取得に伴う相談

日雇特例被保険者制度や国民健康保険の加入方法や、介護保険を含めた費用負担など、資格取得に伴う相談をおこなった。〔第13表〕

⑤ 建設業退職金共済手帳制度の案内と取得援助

事業所や現場を転々とする地域労働者は、手帳取得の機会すら得にくい。退職後の生活に資するものであることから、建設業退職金共済手帳の取得援助と制度の普及に努めた。〔第13表〕

⑥ 免許証・修了証を紛失した労働者の再交付相談と手続き援助

住居が不安定で現場仕事の主であることから、免許証・修了証などの紛失・破損に対して、手続き方法が分からないなどの相談がある。手続き援助を通じて、就労機会の維持・拡大を図った。〔第13表〕

⑦ 住居の安定を求める相談

住宅の入居資格に必要な所得証明など、必要書類の取得が難しい状況がある。相談者が求める情報の提供や入居に至るまでの書類作成援助などをおこなった。〔第13表〕

⑧ 尋ね人、落とし物、所得証明等に関する相談

〔第13表〕

(3) 労働者援助

① 短期宿泊援助

その日の宿泊に困っており、就労支援が必要な者に対して、(社福)大阪自彊館への宿泊提供の援助をおこなった。

また、大阪府簡易宿所生活衛生同業組合の協力により、平成11年8月から簡易宿所へ無料宿泊紹介をおこなっている。〔第12表、第14表〕

② 生活就労援助

賃金・労災書類等の受取りや就労支援のため、交通費や食事代等で困っている労働者に対して、必要最低限の援助をおこなった。また、面接時等にスーツが必要な労働者に対し、貸出をおこなった。

〔第12表、第14表〕

③ 労働者疾病予防援助

一時的に困窮している労働者に対し、作業着などの必要最低限の生活用品などの援助をおこなった。

〔第12表〕

(4) 常用就職支援資金貸付事業

日雇による日給制での就労に従事する労働者が、月給制の常用雇用の事業所に就労するにあたって、給料日までの当面の生活資金が不足して困窮することがないように、生活資金を貸付けるとともに、安定的雇用に移行するための支援をおこなうため、平成25年度に創設した制度である。

平成26年度、総合支援労働者や「建築の匠」受講労働者に対し、個々のニーズに沿った就労支援をおこなった。

当初は、当貸付事業に該当し得るケースもあったが、本人の健康上の理由により求職活動ができなくなった労働者や、常用就職に移行することに躊躇する労働者など、結果的に実施に至る

ケースはなかった。

平成27年度も引き続き、この制度を利用して常用就職に移行できるよう総合的な支援をおこなう。

Ⅲ 技能資格取得促進事業

地域労働者は、現場経験が豊富で、幅広い技能を持ちながらも、「資格」を取得する機会に恵まれないため、就労の機会や賃金の向上に結びつかない場合が多く見受けられる。

このため、平成5年度から、地域労働者の技能資格取得を促進し、就労の機会拡大・労働条件の向上を目的とし、技能資格取得促進事業をおこなってきた。

平成13年度からは厚生労働省が開始した「日雇労働者等技能講習事業」を受託し、スキルアップ型の講習を中心に、講習科目、受講者が拡大した。

そして、平成19年度からは常用就職・職種転換につなげるための講習をおこない、安定的雇用を目指す支援に取り組んだ。

平成26年度は、受講者の要望に応え、計画数の670名に近づけるため、ニーズの多い科目等の追加募集をおこなった。

その結果、60科目841人の募集に対し、申込者は50科目1,006人、選考は46科目732人であった。受講者は46科目672人、修了者は665人であった。

1 建設技能のスキルアップ事業

[第15表-1]

(1) 建設業務関係技能講習

建設業務関係技能講習は、道路標識等やハイスペースの店舗案内看板等の柱の設営時に必要な車両系（基礎工事）や、ダンプトラック等が入れない現場での資材、機材運搬等に使用される不整地運搬車などの増加により修了者数は、昨年度比0.9%増となった。

車両系（整地他用）経験者、コンクリート解体等・はい作業等作業主任者の3科目では、広報宣伝をおこなったが受講希望者がなく実施に至らなかった。

除染等業務特別教育・同作業指揮者教育は、講習実施機関の開催が中止となり、大手ゼネコンを中心に現地講習が主流となっており、再開の見込みもないことが判明したため、平成26年度の講習を中止し、建設関係の就労機会の拡大につながる作業主任者等の募集を増やし、スキルアップ講習の充実を図った。

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| a 車両系建設機械運転（整地他用）② | b 車両系建設機械運転（解体用） |
| c 車両系建設機械運転（基礎工食用） | d 締固め用建設機械 |
| e 不整地運搬車 | f ショベルローダー等 |
| g 足場の組立て等作業主任者 | h 地山の掘削・土止支保工作業主任者 |
| i 型枠支保工の組立作業主任者 | j 建築物等の鉄骨の組立て作業主任者 |
| k 木造建築物の組立て等作業主任者 | l 石綿作業主任者 |
| m 有機溶剤作業主任者 | n 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 |
| o コンクリート解体等作業主任者 | p 除染等業務特別教育 |
| q 石綿使用建築物等解体等業務特別教育 | r 職長・安全衛生責任者 |
| s 除染等業務作業指揮者教育 | t はい作業主任者 |
| u 車両系建設機械運転（解体用）第1種特例 | v 車両系建設機械運転（解体用）第2種特例 |
| w 振動工具 | x 石綿使用建物等解体業務 |

(※ ②は2コース)

(2) 建設業基礎講習

会社業績の不振により退職した等により、仕事を求め相談に訪れた労働者のうち、建設経験がほとんどない労働者に対して、カウンセリングと建設業基礎講習をおこない、就労へ誘導した。

(3) 運輸業、製造業関係等技能講習（建設業務にも有効）

運輸業、製造業関係等技能講習の中でも特に、高所作業車・小型移動式クレーンの建設業でのニーズが高まっていることもあり修了者数は、昨年度比11.0%増となった。

- | | |
|----------------|-------------------|
| a フォークリフト運転 ② | b 高所作業車 ② |
| c 玉掛け | d 小型移動式クレーン ② |
| e クレーン（荷重5t未満） | f 床上操作式クレーン |
| g ガス溶接 | h アーク溶接特別教育 |
| i 研削砥石特別教育 | j 電気取扱（低電圧600V以下） |
- （※ ②は2コース）

2 職種転換、常用就職を目指した講習

[第15表-2]

(1) 造園・林業関係

① 林業1日体験講習

講習開催に向け、林業1日体験講習のビラを作成し、地域関係機関等を訪問し案内をおこなった結果、第1回は、3名の申し込みがあったが、その内1名の就職が決まり、実施最低人数に達せず、中止となった。第2回は、申し込みがなかった。

② 造園・林業職種転換講習

第1回・3回ともに2名の申し込みがあったが、実施最低人数に達せず、中止となった。緊急雇用創出基金事業による森林保全・造園作業など、窓口紹介によって就労先の確保と連動していた時は、関心が高まり安定的雇用を目指す受講者が多数であったが、最近はとりわけ林業分野では、厳しい雇用環境の問題もあり、受講希望者が減少している。

そのため、紹介課と連携し、造園・林業分野で288社の求人開拓を実施し、必要資格や雇用条件などの事業所側のニーズ把握と就労先の確保を目指し、協力事業所の獲得に取り組み、平成27年度へつなげるものとする。

③ チェーンソー（伐木）・刈払機（草刈）作業従事者講習

造園・林業に不可欠な資格であり、公共工事や農業・ゴルフ場など、様々な現場にも幅広く活用されており、就労機会の増大につながることから、計画を追加し実施をおこなった。

(2) 介護業務関係職種転換講習

① 介護業務体験講習

体験講習を計画したが、第1回は1名が受講に至らず、第2回は2名が修了、第3回・4回は1名が修了し介護業務体験講習へ誘導をおこなった。修了者からは、「話し相手になるという、コミュニケーションでの心の介護が体験できた。」「泣き笑いがあり、この仕事にやりがいを感じた。」などの声が寄せられ、介護業務への関心が高まった。

② 介護職員初任者研修

平成26年度より研修内容が変更され、平成25年度よりさらにハードルが高くなったため、受講者が集まりにくい状況になった。第2回体験講習修了者の1名は、講習実施機関での定員割れのため開催中止となった。そのため、新たに講習受入れ先を追加し案内したが、本人と連絡がとれず、受講には至らなかった。第3回体験講習修了者1名は、しっかりと目標を持って誠実に取り組み、2月に研修を修了し意欲的に就職活動をおこなっている。

(3) 自動車運転免許職種転換講習

自動車運転免許については、産業・職種を問わず必要とされるものであり、特に年齢の若い層を対象に、旅客運送業、倉庫・陸上運送業、被介護者等の搬送など、職種転換、常用就職への志向を有する者に対して実施している。本年度は6名が取得し就職へと繋がった。

平成26年度は、大型自動車で2名、大型特殊自動車で2名、けん引自動車運転免許で1名、大型二種自動車で1名が修了した。運転免許関係は、就職内定者又はそれに準じる努力をおこなっている者に絞り込み、職業理解の度合いや円滑な人間関係が築けるかなど、きめ細やかなカウンセリングを実施した。そのため、受講者数は計画数より大幅に減少したが、修了者の安定的な雇用への移行率は、極めて高いものとなっている。

- | | |
|---------------|---------------|
| a 大型自動車運転免許 ② | b 大型特殊自動車運転免許 |
| c けん引自動車運転免許 | d 大型二種自動車運転免許 |
| e 普通二種自動車運転免許 | f 普通自動車運転免許 |
| g 原動機付自転車免許 | (※ ②は2コース) |

(4) 警備業事前講習

警備業分野においては、建設業と同様に事業所の乱立による請負金額の低廉化が続き、賃金の下落が続いているが、比較的高齢者でも雇用の受け皿となりえる業界でもある。

引き続き求人の多い業種であるため、合同面接会との同時開催により受講をすすめ平成26年度も、11名の申し込みがあったが、辞退者が増え、実施最低人数を確保できず、中止となった。

申し込み者は、建設業及び高齢者特別清掃事業に従事、あるいは生活保護を受給している高年齢者が占める割合が高く、辞退者が相次ぐ理由としては、事業所側は慢性的な人手不足のため、極力常用で採用したいという希望に対して、受講者側は最低賃金並みの労働条件などから就労自立の決意がつかず、受講に至らないといった状況があった。

(5) 普通救命講習

警備業に就労するにあたり、警備業事前講習の修了者を対象に、救急救命講習の受講を併せて設定したが、警備業事前講習が中止となったため、実施には至らなかった。

(6) パソコン講座

「転職を考えハローワークに行くと、雇用条件に<簡単な入力ができる方>とあり、不可欠なものと感じている。」などの声が寄せられ就労に必要なスキルであると判断し、講座を計画した。

基本操作から、ワード、エクセルへと進み、履歴書の作成までをカリキュラムにしており、業務報告書の作成もイメージできる内容に工夫をおこない、受講者の就職活動に活かすことができた。

(7) 機械の習熟を図る講座

① 建設機械等習熟コース

車両系(整地他用)修了者を誘導するため、選考会時に重点的に周知をおこない資格取得後の技能向上を図った。修了者からは、「側溝掘りや整地など、大変実践的で役に立った。」などの声が寄せられた。

② フォークリフト等習熟コース

フォークリフトの終了証を所持しているが、現場経験が浅く資格をいかせていない者、またフォークリフトの資格を取得する際には扱わないが、実際に仕事をするにあたり必要な機種等の

訓練をし、就職に繋げることを目的に平成26年度は、フォークリフトの受講希望者や、操作技量の向上をめざす修了者に受講の誘導をおこなった。申込があったものの開催に至らなかったため、追加の開催をおこない、過去の申込者を誘導したが、実施最低人数に達しなかったため、実施に至らなかった。

(8) 清掃業務体験講習

高年齢になり建設業では体力的にしんどくなり、清掃などの仕事があればがんばりたいという要望も少なくない。そうした中、26年度の新規事業として、センターの登録事業所の協力を得て開催することができた。「清掃用具の正しい使い方など勉強になった。」「経験を積む場があれば、習ったことが活かせると思う。」などの声が寄せられ清掃業務への誘導が図られた。

(9) 講習修了後の就職を見据えた講習の展開

① 「建築の匠」パック講習（体験、本講習）

平成26年度から随時の受け入れを事業所に依頼し、「見習いから、職人を目指し、常用就職を」の3つのステップを明確にし、建設経験が浅い若年者へ働きかけた。9名のリストアップをおこなったが、現状から一歩踏み出す覚悟がつかないなど、実施には至らなかった。

② 運輸雇用プログラム

運輸業や倉庫業は、常用雇用のニーズが高いが、大型自動車・フォークリフトの資格取得とスキルが求められるため、このプログラムを実施した。

平成26年度は、1名が大型自動車運転免許とフォークリフトを取得し、センター登録事業所の建設会社へ正社員として常用就職することができた。

3 キャリアカウンセリング等による講習・就労誘導

[第16表]

(1) 受講申し込み時の支援

相談者の職業経験や職業能力、希望する職業、生活状況等を勘案し、適性に応じたスキルアップ、職種転換・常用型講習の各メニューを提示し、最適な受講科目を勧めた。

(2) キャリアカウンセリングの実施及び受講後の支援

① キャリアカウンセリングの実施

職種転換・常用就職型講習受講者の全員を対象に、また、スキルアップ型講習受講者においても希望する者に実施した。自分にあった受講科目を選択できるよう12月からは新規の受講希望者に対して、カウンセリング受講を薦める取組を強めた。また、講習修了後も就職者が職場に定着できるよう、本人と連絡をとりながら、カウンセリングの受講を薦め、アフターフォローをおこなった。

② 受講後の支援

講習事業の効果を測定するため、受講終了後3ヶ月を経過した受講者に対して、アンケートを実施した。

平成26年度は579名から回答があり、「資格が役立っている」が529名で91.4%を占めた。具体的には「仕事場で危険予知行動を積極的にこなうようになった」「働く機会が増えた」「新しい現場に入れるようになった」「職種が広がり働く事業所が増えた」などの回答が寄せられた。

また、「役立っていない」と回答した受講者の多くは、雇用状況の厳しさを挙げており、資格取得後の就労に向けたアフターフォローの必要性が高まっている。

(3) 合同就職面接会への誘導

警備業事前講習の受講希望者が最低開催人数に達せず、講習を実施することができなかったため、受講修了者を対象とした面接会も開催することができなかった。

(4) 就職活動講習会の開催

安定就労を目指す方を対象に、履歴書・職務経歴書の書き方、面接マナー、求職活動の方法などの講習をおこなった。

平成26年度の修了者は前年度比で倍増となり、計画数を達成することができた。

(5) 受講相談

平成26年度は、地域内での広報スペースの開拓や講習周知ポスターの改良等により事業周知拡大につながった。また、技能講習事業が現場の労働者間で広まっているとの声もあり、受講相談は前年度比30.0%増となった。

(6) 就労ナビゲーターへの誘導

平成26年度前半は週1回あいりん労働公共職業安定所にて実施される就労支援ナビゲーターによる相談の案内を講習相談、申し込み、選考会時に誘導していたが、相談を予約し再来することは日々不安定な就労状況にある労働者にとっては大きな負担となるため、予約数が伸びなかった。就労ナビの有効活用を図るため、大阪労働局と調整をおこない、12月より週1回及び選考会当日に就労支援ナビゲーターが来所し、常用就職希望者に対し求職相談を実施した。

IV 広報啓発及び福利厚生事業

あいりん地域における当財団の役割、事業内容の認知を高め、各事業の一層の推進を図るため、創意工夫したタイムリーなPRの強化は欠かせない。

平成26年度は、広報事業の強化に努め、ホームページによる財団事業の情報提供や、モニター・掲示板等を活用し、労働者にわかりやすい魅力的なPRに努めた。また、地域団体などの協力を得ながら、財団事業の認知度のアップに努めた。

1 労働安全啓発及び広報事業

労働者が安全に就労するため、労働安全についての啓発は欠かせない。このため、特に、熱中症については、「センターだより」や「号外」・ポスターを作成し、事業所や労働者に啓発をおこなった。

平成26年度は、近畿建設専門工事業教育情報センター（建団連）より、熱中症を防ぐため、ネックガードの寄付を頂き、7月から9月にかけて窓口紹介時に希望する労働者に配布した。

また、東日本大震災後のガレキ片づけや放射線除染作業のケースに対応したセンターだより号外を作成し、労働安全啓発注意喚起をおこなった。

あわせて、労働安全に関連する一層の啓発・周知をおこなうため、ポスターや「センターだより」を簡易宿所に配布した。

2 センターだよりの発行

求人情報や労働関係の啓発・健康知識の普及などを図るため、広報紙「センターだより」を毎月発行し、労働者・登録事業所及び関係機関に2,500部を配布した。

行政関係や地域の諸団体・施設のほか、28ヶ所の簡易宿所へ配布し、センターHPにも掲載し、情報発信力を強めながら、協力体制づくりを進めた。

平成26年度は、労働相談・労災相談に関する啓発、技能講習事業の案内や職種転換・常用就職型講習の案内・受講者の感想、建退共加入の呼びかけ、環境整備事業（まち美化）の紹介や高齢者特別清掃事業の登録案内などを掲載した。

また、号外として「熱中症」「たそがれコンサート」「将棋愛好者のつどい」「建退共」「除染作業に関する注意」を作成し配布した。〔図表⑨〕

3 労働者べんりちょうの発行

窓口やセンターの事業案内だけでなく、就労生活上での疑問やトラブル解決の為の機関案内等、仕事や生活に役立つ情報を掲載した「労働者べんりちょう」を年間で6,000部作成した。

窓口や早朝詰所で労働者に手渡すとともに、行政関係や地域の諸団体・施設のほか、28ヶ所の簡易宿所などへ配布した。

4 労働安全啓発相談

「センターだより」の記事を見聞きし、熱中症や放射線除染作業などに関心を持ち、窓口や早朝詰所に来所した労働者に対して、労働安全についての啓発相談をおこなった。

また、労災保険制度のパンフレット「知っておこう労災保険」を作成し、周知をおこなった。

5 労働力再生のための福利厚生事業

(1) 「将棋愛好者のつどい」の開催

平成26年10月21日(火)に、約100名の参加を得て、「将棋愛好者のつどい」を開催した。この「つどい」は昭和55年から開催しており、今回で34回目となった。

平成4年より日本将棋連盟の森信雄七段の指導を受けており、平成26年度も、労働者同士のトーナメント対局のほか、森七段による公開詰め将棋、お弟子さんと労働者の多面打ちや、センターだよりに掲載した次の一手の問題の答えを指導していただいた。

(2) 「たそがれコンサート」の開催

地域労働者が文化に親しむ機会を提供するため、大阪府立淀川工科高等学校吹奏楽部の協力を得て、平成26年9月4日(木)に萩之茶屋南公園(通称:三角公園)において「たそがれコンサート」を開催した。

今回は、雨の影響で実施が危ぶまれたが、無事に開催ができ地域労働者が、懐かしのメロディーなどの演奏に憩いの一時を過ごした。

「たそがれコンサート」は、昭和56年から実施し、大阪府立淀川工科高等学校吹奏楽部の演奏は、平成2年からおこなわれている。

V 日雇労働者就労援護施設の管理・運営

1 就労援護施設の管理による就労場所の提供及び付属機能の提供

日雇労働者の就労あっせん並びに福祉の向上を目的に建設された、あいりん労働福祉センターの管理を大阪府から受託して、施設の管理及び運営に努めている。

労働施設は、就労あっせん施設等の就労支援機能をはじめ、日雇雇用保険・健康保険認定事務のための労働者の待合施設の機能を有しており、これら施設機能の適正な維持に努めている。

労働者の福利施設の管理運営として、売店・シャワー室の経営委託の他、小間割店舗への床面貸付をおこない、労働者に低廉で行き届いたサービスが提供されるよう業者等を指導し、施設利用労働者の福利厚生を図った。
〔第17表、第18表、第19表〕

(1) 施設管理業務

あいりん労働福祉センターのシャッターの開閉業務、娯楽施設の適正な利用、受電設備等の維持管理、防火管理、衛生管理、施設内の秩序維持、場内指導等の日常業務を適正におこない、日雇労働者福祉施設の機能維持を図った。

施設（寄場）内利用者数 年間延 318,055人

施設機能を維持するため、シャッター閉鎖時の妨害・暴行傷害行為への対応、焚火の始末、設備等破損の修復、便所・下水の詰り等への対応措置をおこなっている。

シャッター閉鎖時の妨害等 年間 31件
消火活動・焚火の始末 年間 2件

施設を維持し、施設利用者の安全を確保するため、電動スチールシャッターの駆動チェーン18ヶ所等の取替工事、既設配管落下防止金物取付工事、ボイラー更新工事、躯体及び天井ボード補修工事等を実施した。

(2) 環境美化業務

あいりん労働福祉センターの衛生管理及び環境美化、施設的美観の維持・向上を図るため、日常清掃、感染症の発生及び拡散を防ぐための消毒、放置自転車の整理、落書きの始末、売店等の壁面のペンキ塗り等をおこなった。

放置自転車の整理 年間 1日平均 72台
自転車の処理（撤去） 年間 86台
落書きの始末 年間 23件

(3) 福利施設業者への指導

売店・シャワー室の委託業者に対して指導をおこない、施設利用労働者の福利厚生の向上を図った。

売店・シャワー室の委託業者 3業者 3店舗

(4) 労働者救護等

あいりん労働福祉センター内において、負傷・疾病労働者の救護や泥酔者の緊急保護をおこなった。

年間 30人

2 たばこ販売事業

施設利用労働者の福利厚生のため、売店運営を委託し、受託者が販売するたばこの仕入れ卸しをおこなった。

3 福利施設貸付事業

小間割店舗事業者に対し、床面の一部を貸し付け、低廉で行き届いたサービスがされるよう指導をおこなっている。

また、公衆電話を設置し、携帯電話をもたない利用者に対し便宜を図った。